

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月

会社を退職後、住所変更手続を行うため区役所へ出向いた際に、同区役所の窓口の職員から国民年金の加入を勧められたので、厚生年金保険とつながるようにお願いして国民年金の加入手続を行い、その場で当該職員の言われるまま昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、「区役所の窓口で、国民年金の加入手続を行い、その場で職員の言われるまま昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているところ、特殊台帳によると、申立人は、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を前納していることが確認できることから、申立人は、47年4月に、当時居住していた区の窓口において国民年金の加入手続を行い、同時に保険料を前納したと考えられ、申立人が、当該前納保険料を納付する際に申立期間の保険料を納付することが可能であったにもかかわらず、申立期間直後の保険料を前納し当該保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛厚生年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 6 月 1 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が減額されていることが分かった。夫は同社の代表取締役であったが、私は役員ではなく従業員（縫製工）であり、社会保険の事務に関与していなかったため、元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 6 年分源泉徴収簿（写）から、申立人は、申立期間において、16 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する 16 万円と記録されていたところ、A社が平成 6 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった直後の同年同月 9 日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額が、5 年 10 月 1 日に遡及して、16 万円から 14 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員でないことが確認できる上、申立期間において雇用保険に加入していることが確認でき、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していた従業員は、「申立人は、縫製の仕事をしていた。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理について関与していなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、16 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 19 日から 31 年 8 月 24 日まで
A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録になっているが、受け取った覚えがない。
申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間から約1か月後の別の事業所における被保険者期間（3か月）は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該期間の請求を失念するとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一番号で管理されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、脱退手当金が未請求となっている事業所の記録が同台帳に登載されているにもかかわらず、当該記録は同手当金の計算の基礎とされていなかったことが確認でき、支給事務が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月24日、16年3月24日及び同年6月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（33万6,000円、16万8,000円及び8万4,000円）に基づく厚生年金保険料を、17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を33万6,000円、16万8,000円、8万4,000円及び9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和52年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成15年12月24日
②平成16年3月24日
③平成16年6月25日
④平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることを確認できる賞与明細書があるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された賞与明細書及びA事業所から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、及び③に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（33万6,000円、16万8,000円及び8万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与明細書及び賞与台帳により、申立期間④に支給された賞与について、その主張する賞与（10万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月24日及び16年6月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（66万6,000円及び16万6,000円）に基づく厚生年金保険料を、17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を66万6,000円、16万6,000円及び9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年6月25日
③ 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①及び②に

支給された賞与について、その主張する標準賞与額（66万6,000円及び16万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与台帳により、申立期間③に支給された賞与について、その主張する賞与（10万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月24日、16年3月24日及び同年6月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（48万円、24万円及び12万円）に基づく厚生年金保険料を、17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を48万円、24万円、12万円及び9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成15年12月24日
②平成16年3月24日
③平成16年6月25日
④平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、及

び③に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（48万円、24万円及び12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与台帳により、申立期間④に支給された賞与について、その主張する賞与（10万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月24日、16年3月24日及び同年6月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（33万4,000円、16万7,000円及び8万3,000円）に基づく厚生年金保険料を、17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を33万4,000円、16万7,000円、8万3,000円及び9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年3月24日
③ 平成16年6月25日
④ 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、及

び③に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（33万4,000円、16万7,000円及び8万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与台帳により、申立期間④に支給された賞与について、その主張する賞与（10万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月24日、16年3月24日及び同年6月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（36万9,000円、18万4,000円及び9万2,000円）に基づく厚生年金保険料を、17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額4万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を36万9,000円、18万4,000円、9万2,000円及び4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年3月24日
③ 平成16年6月25日
④ 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、及

び③に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（36万9,000円、18万4,000円及び9万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の賞与台帳により、申立期間④に支給された賞与について、その主張する賞与（5万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額4万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月24日、16年3月24日及び同年6月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（35万5,000円、17万7,000円及び8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万5,000円、17万7,000円及び8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年3月24日
③ 平成16年6月25日

A事業所から支給された賞与について、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、及び③に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（35万5,000円、17万7,000円及び8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業

主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立期間に支給された賞与について、その主張する賞与(10万円)が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立期間に支給された賞与について、その主張する賞与(10万円)が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 631

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立期間に支給された賞与について、その主張する賞与(10万円)が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立期間に支給された賞与について、その主張する賞与(10万円)が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月26日に支給された賞与について、標準賞与額9万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

A事業所から支給された賞与について、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額の範囲内であることから、これらに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所から提出された賞与台帳により、申立期間に支給された賞与について、その主張する賞与(10万円)が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額9万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録に、申立期間に賞与が支給された当該事業所の被保険者全員についての賞与記録が存在せず、申立期間において社会保険事務所（当時）が申立人を含む被保険者全員の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
昭和 61 年 4 月に会社を退職し、実家に帰って来たとき、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 9 月 2 日に職権適用により、同年 4 月 1 日付けで払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる上、オンライン記録には資格取得等の訂正及び変更が行われた形跡はうかがわれず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月から 32 年 5 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 40 年 4 月まで
③ 昭和 50 年 3 月から 51 年 2 月まで
④ 昭和 53 年 5 月から 55 年 11 月まで

申立期間①当時に勤務していたA社（現在は、B社）、申立期間②当時に勤務していたC事業所（D選果場）、申立期間③当時に勤務していたE社及び申立期間④当時勤務していたF事業所（又はG事業所）について、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等はないが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社に勤務していたことは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚2人（既に死亡）の氏名が確認できること及び同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員の1人が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、申立人が、自身の出身地からA社と一緒に働きに行ったと記憶する同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると昭和33年8月1日となっている上、申立期間①当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員及びその同僚1人は、「お互い昭和31年3月末に同期入社した。職種や工場の異動時期も同じであったが、厚

生年金保険の加入時期がそれぞれ異なっている。」と述べているところ、当該従業員及びその同僚は、それぞれ 31 年 9 月 5 日及び 33 年 3 月 1 日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが当該被保険者名簿により確認できることから、同社は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった取扱いであったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社は、「申立期間①当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答している上、申立期間①当時の実質的な事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡又は所在不明のため、証言を得ることができないことから、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人がH県I市J町にあったC事業所のD選果場に勤務していたことは、申立人がD選果場の指導員だったと記憶する者が、「申立人が勤務していたことを覚えている。」と証言していることから、期間を特定することはできないものの、推認できる。

しかしながら、当該指導員は、「私は、昭和 40 年 4 月からC事業所に勤務した。同年の秋ごろから翌年の春ごろまで、同連合会のD選果場で指導員をしていた。」と述べており、申立人の申述する申立期間と相違している。

また、申立期間②当時のC事業所における社会保険事務担当者は、「C事業所のD選果場の幹部 10 人前後については、年間雇用だったので社会保険に加入させていたが、それ以外の選果時期のみ雇用していた選果作業員については、社会保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する同僚は、C事業所において厚生年金保険の加入記録が無いことが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、当該期間当時、E社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、申立人と同じ職種（事務）であったと考えられる女性事務職員 2 人を含む合計 5 人の従業員に照会したところ、いずれの従業員も申立人について記憶しておらず、申立期間③に係る申立人の勤務実態について確認することができない。

また、E社は、昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間③当時の事業主は、「試用期間は 1 か月ほど

あったが、申立人について記憶していない。」と述べている。

さらに、オンライン記録上、E社において、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間③に係るE社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、F事業所（又はG事業所）は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は、「F事業所（又はG事業所）から病院へ派遣されて付添い看護をしていた。」と述べているところ、申立人が記憶する同事業所の所在地と同一場所において、申立期間④当時、K事業所を運営していた元事業主の子は、「労働大臣（当時）の許可を受けて、職業紹介事業を営んでいたが、紹介所と登録者との間に雇用関係は無い。また、母は、登録者に対して国民年金や国民健康保険への加入手続は、各自で行うようきちんと説明していたはずだ。」と述べていることから、申立人は同事業所との雇用関係は無く、厚生年金保険の被保険者となり得ないことがうかがわれる。

さらに、申立期間④に係るF事業所（又はG事業所）における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 635 (事案 503 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
平成 22 年 1 月に年金記録確認愛媛地方第三者委員会から記録の訂正を認めることはできない旨の通知を受けたが、申立期間は代表取締役としてA社に勤務していた。

申立期間当時、幼い子供二人を育てており、子供のけがや病気で健康保険証を持って病院に行き診てもらった覚えがあるので、厚生年金保険に加入していたはずである。新たに同僚の連絡先が分かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同社の役員の証言及び同社の商業登記簿謄本により申立人が申立期間当時の代表取締役であったことが確認できることから推認できるが、同社は、上記商業登記簿謄本によれば、昭和 49 年 9 月 5 日に設立されたことが確認できる上、事業所記号番号払出簿に同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が無く、同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できないこと、同社のほかの役員についても、同社における厚生年金保険の加入記録が無いこと、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、上記の役員等から聴取しても、申立期間において申立人の保険料控除をうかがわせる具体的な証言を得ることができないこと、及び申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診したと供述しているが、この事実を確認することができないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決

定に基づき平成 22 年 1 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚一人の連絡先が判明したので調査してほしい旨申し立てているが、当該同僚は、「私は、申立期間において国民年金被保険者として国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険料を同時に支払っていた覚えは無い。」と証言している上、オンライン記録及び国民年金特殊台帳により、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、今回の調査の結果、新たに連絡先が判明した同僚一人に照会したが、A社で勤務したことは記憶しているものの、自身及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等について、具体的な証言を得ることはできなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 636

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで
申立期間において、A社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、時期は特定できないものの、同事業所の事業主及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人を臨時で雇用した覚えはあるが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。申立期間当時は、厚生年金保険に加入していない従業員もいた。厚生年金保険に加入していない者については給料から厚生年金保険料を控除することは無い。」と証言している上、申立期間当時、同社の社会保険委員であった元従業員は、「申立人は臨時扱いだったので、社会保険には加入させていなかった。」と証言しており、更に申立人が同僚として氏名を挙げた4人のうち1人は、「申立人は臨時だったと思う。」と証言している。

また、A社から提出された昭和 62 年 10 月及び 63 年 10 月に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に申立人の氏名は見当たらない上、同事業所における健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 21 日まで
高校を卒業した年の秋（昭和 34 年 10 月）から 36 年 9 月末まで A 社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が 8 か月となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社で勤務していたことは、同社に勤務していた同僚の証言及び申立人の同社における勤務状況等に係る具体的な供述により推認できる。

しかしながら、申立人が A 社で同じような仕事に従事していたと記憶している同僚は、「私も住み込みで勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録は無い。」と述べているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、当該同僚の氏名は見当たらない上、当該同僚から、自身及び申立人が保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、A 社の元従業員は、「入社当初は、見習いとして住み込みで勤務していたので、社会保険料を負担できる給与をもらっておらず、2 年から 3 年ほど修行した後に、社会保険料を負担できるぐらいの給料をもらうようになってから、会社の判断で社会保険に加入させてもらっていた。」と述べていることから、同社については、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、A 社は、平成 14 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び事務担当者の所在も不明で、当時の状況を確認

できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。